

平成30年9月16日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 民法の大改正
その1 相続編（前半）
- 消費者契約法 改正動向

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内／事務所のご案内



vol. 54



エバー総合法律事務所

民法の大改正 その1 相続編（前半）

40年ぶりの大改正と言われるほどの民法の改正が行われ、相続についても今年2018年7月6日の参院本会議で可決成立しました。執筆時である7月末日時点ではまだ施行期日は決まっていますが、2020年7月までには施行される予定です。

今回の改正は、相続時に配偶者を優遇する措置や死亡時の預金凍結への対処、遺言方法の改正などについて行われています。紙幅の関係から今回は前半として改正内容の一部について紹介し、次回に後半を紹介いたします（なお、法務省のウェブサイトを参考にしています）。

1 相続時の居住権等配偶者の保護について

配偶者の居住権を保護するために、短期的な保護と、長期的な保護の方策を規定しました。

- まず、短期的な保護の点ですが、相続開始時に被相続人の建物に無償で居住していた配偶者は、①配偶者を含む相続人間での、居住建物について遺産分割をすべき場合に、居住建物の帰属が確定するまでの間（最低6か月は居住できます）、②居住建物が第三者に遺贈されたり、配偶者が相続放棄をして、居住建物所有者から居住権の消滅請求をされてから6か月間は、無償で使用する権利を取得できるとされました（配偶者短期居住権）。
- 次に、配偶者が居住建物を取得してしまうと他の財産を受け取れず生活困窮してしまうという事態に陥ることもあったため、配偶者については居住を確保しながらその他の財産も取得できるようになりました。無償で使用できる配偶者居住権（特に定めがなければ終身の間可能です）という権利を設けました。これは相続開始時に配偶者が居住していることが必要ですが、遺産分割でその居住権を取得するという合意をするか、遺贈で定めるか、あるいは家庭裁判所の審判で配偶者居住権を定めることができます。
- さらに、婚姻期間が20年以上の夫婦で、居住建物と敷地について遺贈又は贈与をしたときには特別受益（バックナンバー Vol.35をご参照ください。ホームページに掲載しています。）の規定は適用しないものとされました。つまり被相続人の意思は、配偶者に対する遺産の計算に居住建物と敷地を加える（持ち戻すとも言います）必要はないとの意向だと推定されます。もちろん、遺贈や贈与の際に特別受益にあたらぬと明確に表明すればそのとおりとなります。言い換えれば、遺産分割の計算の際に、相続人である配偶者の取得分計算で、居住建物と敷地を既に遺産を受け取ったものとして取得分から控除する必要はないということです。居住建物

と敷地は遺産分割の対象外として、それ以外の遺産について法定相続分に基づいて請求できるということになります。これは配偶者の長年にわたる貢献に報いるとともに老後の生活保障を図る趣旨だとされています。

2 遺産分割制度の見直し

被相続人の預貯金などが、死亡時から遺産分割に至るまでの間凍結されてしまい払戻ができず、生活費や葬儀費用、生前の医療費などの債務の支払について、不便を生じていました。そのための対策として、必要性がある場合には家庭裁判所の判断で仮払をする制度が設けられるとともに、家庭裁判所の判断を経ずに一定額（法務省令で定められる額を限度とすることになります）の払戻ができる制度が設けられました。

また、遺産分割の前に遺産に関する財産が処分された場合でも相続人全員の合意で遺産分割の対象に含めることができることとなりました。

3 遺言制度の見直し

(1) 自筆証書遺言について

自筆証書遺言の方式についてはVol.28（バックナンバー）にて紹介しておりますが、改正法施行前である現在（2018年7月末日時点）は全部自筆で書かなければなりません。遺産内容が多岐にわたる場合には大変でした。しかし、遺産目録については自署しなくてもよいこととなりましたので、パソコンで目録を作成することもできるようになりました（ただし、その目録には署名押印することが必要です）。

なお、これに関連して、遺言書を法務局で保管することもできるようになり、その場合には検認手続も不要となります。

(2) 遺言執行者の権限の明確化

遺言執行者についての権限も明確にされ、遺言執行者であることを示して行った行為は、相続人に対して直接効果を生ずるなどの規定も設けられました。

次回後半では、遺留分制度や相続の効力に関する見直し、相続人以外の者の貢献に関する規定の新設などについて紹介していきたいと思っております。お悩み際にはご相談ください。

無料相談会のご案内

平成30年9月19日(水)、9月25日(火)、10月4日(木)、10月10日(水)のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しく下さい。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

消費者契約法 改正動向

消費者契約法は、不当な取引から消費者を保護する法律ですが、事業者側にとっても取引上のトラブル防止のためにその内容を知っておくべきといえます。特に特定商取引に関する法律や割賦販売法など、消費者と密接に関わる法律については頻繁に法改正が行われているので、常に注意を払うべきであると思います。今回は、平成28年、平成30年の法改正を踏まえて注意点について記載したいと思います（なお、本文中に記載している事例は消費者庁のホームページを参考にしています）。

1 平成28年改正について

- (1) この改正では、まず、布団や貴金属を大量に購入させられたなどの被害があり、高齢者の判断能力の低下などにつけ込んで大量に商品を購入させるという悪質な商売への対策が規定されました。このように通常の分量を著しく超える場合（「過量」と言います）には契約の取消を可能としました。過量の判断にあたっては、i)契約の目的となる内容、ii)取引条件、iii)事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況、iv)これについての消費者の認識などを総合的に考慮した上で、一般的・平均的な消費者を基準として、社会通念を基に判断することになります。事業者側においても、過量の疑いがある場合には、取消リスクが生じることになりますので、取引を勧誘の際には慎重に対処する必要があります。
- (2) その次に「重要事項」についての改正がありました。「重要事項」とは、取引の際に、事実と異なることを告げられた場合（不実告知と言います）には契約を取り消すことができる、法律が掲げる事項のことを言います。改正によって、重要事項の範囲が広げられ、契約締結をするかどうかについて通常影響を及ぼしたり、必要と判断される事情も含まれるとされました。消費者庁の例示では、たとえば、「溝が大きくすり減っていてそのまま走ると危ない、タイヤ交換が必要である。」と告げて新しいタイヤを購入させる事例が掲げられています。これまでは契約の目的物の質、用途などについて不実告知をしたことによる消費者被害について、改正前の消費者契約法では取り消すことができませんでした。改正により適用することが可能となりました。
- (3) そのほかには取消期間を6カ月から1年に、消費者の解除権を放棄させる条項は無効とするなどの改正がありました。これらの改正法については平成29年6月3日より既に施行されています。

2 平成30年改正について

- (1) まず、今回の改正では、取消しうる不当な勧誘行為の取消が追加されました。追加事由について述べますと、
 - ① 社会生活上の経験不足から、進学、就職、結婚などの社会

生活上の重要な事項や、容姿、体型その他の身体の特徴又は状況に関する重要な事項について、不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、必要だと告げながら取引をさせる場合です。消費者側は若年者や女性の場合が多いと思われれます。

- ② 次に、やはり経験不足を利用したのですが、恋愛感情を利用して取引をさせる場合で（従来恋愛商法などと言われています）、人間関係を維持したいという感情を利用して契約を行わせる場合です。従来このケースはなかなか契約の効力を争うことが難しかったといえますが、今回取消事由として明確化されました。
- ③ 加齢又は心身の故障などにより判断力が著しく低下している場合に、生計、健康など生活の維持に不安がある場合に、その不安に乗じて、不安をあおり、契約しないと生活の維持が困難だと告げて勧誘する場合も取消事由とされました。従来、判断能力がないとか、脅されたり騙されたりというケースではないとなかなか救えませんでした。不安をあおる取引について①と同様に取消が可能となりました。
- ④ 靈感商法などのように、特別な能力による知見によって、重大な不利益を被るよう不安をあおり取引をさせる場合や、契約する前に一部を実施させて原状回復を困難にさせる場合なども取消可能とされました。たとえば、さお竹販売で、注文を受ける前に切断してしまい代金を請求する場合などが掲載されています。
- ⑤ 不実告知や断定的判断の提供、退去を求めたにもかかわらず退去しない場合の取消などは既に規定されていますが、事業者側としては、取消事由の範囲が広がっている点について、改めて営業方法におけるコンプライアンスとして、確認しておくべきでしょう。

そのほかの改正点としては、賠償責任の判断を事業者側が決定する条項なども無効とされました。既に、事業者の責任免除条項や消費者の解除権放棄条項は無効とされていますので、契約書の見直しが必要です。

以上のとおり、消費者契約法の消費者保護の規定は深化し、より消費者の状況によって契約の効力が争われる可能性は増えました。不利益事実の不告知（たとえばマンション販売で「日照良好」と説明しながら隣にマンションが建った場合）には故意（わざと）に加えて重過失も追加されました。事業者側がそれを知らなかったとしても重過失があれば取消になります。より丁寧に慎重な営業方法を確認しておく必要があります。なお、平成30年改正法は2019年6月15日から施行されます。お悩みの際にはご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

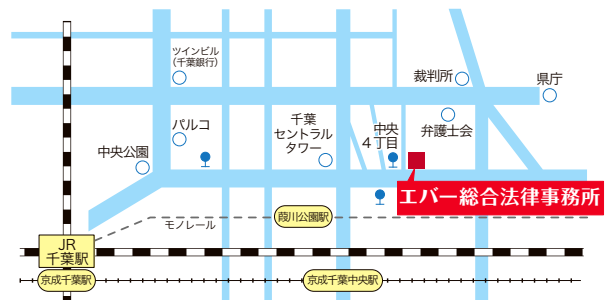
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。